

**令和 8 年度第 1 回
新宿区外部評価委員会第 1 部会 会議概要**

<開催日>

令和 8 年 7 月 1 6 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

竹内真雄（部会長）、戎井一憲、風間義民、大川内初実、大西秀明

区職員（3 名）

林副参事（特命担当）、西崎主査、久住主査

<開会>

【部会長】

ただいまから第 1 回新宿区外部評価委員会第 1 部会を開催します。

本日は、次回からのヒアリングに向けて、部会としての論点の整理等の準備作業を行います。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

まず初めに、5 月の全体会にご出席された委員の方には、茶封筒の中に報酬支給明細書をお入れしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

配付資料、1 枚目は次第です。

その次おめくりいただいて、資料 1 と書かれている外部評価委員会の評価方針、こちらは 5 月の全体会でお配りしたものと同じです。

次は資料 2、外部評価チェックシート、ホチキス留めで 13 枚つづられているものとなりますが、こちらは後日データでもお送りいたしますので、本日はメモ用紙としてご活用いただければと思います。

続きまして、参考資料 1、令和 8 年度外部評価委員会部会開催日程、こちらも 5 月の全体会でお配りしたものと同じです。

最後に参考資料 2、視察先候補（第 1 部会）という資料がございます。それとは別に、参考資料として横向きでカラー刷りの新宿区地域危険度マップをお配りしております。こちらは、区のホームページでも公表されているものでして、令和 4 年 9 月時点のものとなり

ますが、区内の地域ごとの危険度を一目で把握できるようなマップとなっております。資料の表面、ご覧いただけますでしょうか。右下に位置している若葉3丁目の部分だけが赤色で表示されております。このことから、若葉3丁目は区内で唯一、総合危険度が5と評価されている地区であることがお分かりいただけるかと思います。

資料のご確認は以上となります。皆様、お手元におそろいでしょうか。

【部会長】

ありがとうございました。

では、次第1のヒアリングに向けた準備等についてになります。

テーマ別評価の対象となる計画事業や経常事業について、事業の概要などを事前に学習し、質問事項を含め論点の整理を行いたいと思います。

事前に内部評価シートをお読みになって、疑問に思ったことや分からないことなどがあつたかと思います。皆さんで意見交換し、事務局も含めて一緒に学習しながら、部会としての共通認識を持ちたいと思います。

初めに、事務局から今後の評価の進め方と部会の作業スケジュールについて、説明をお願いします。

【事務局】

今後の評価の進め方と部会の作業スケジュールについて、ご説明させていただきます。

それでは、お配りした資料の右肩に資料1と書かれている資料をご覧ください。こちらの項番2、評価の進め方に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、(1) 内部評価等の確認（個人作業）、こちらはもう済んでいる部分となりますが、6月下旬頃、皆様にお送りさせていただいた内部評価シートや事業の関係資料を基に、評価対象事業の内容やその確認を皆様に行っていただいたところでございます。

次、(2) 番、ヒアリング等の実施（部会）と書かれておりまして、こちらの①番が本日の作業となります。勉強会（論点整理等）ということで、皆様が事前に学習していただいた内容を基に、評価対象の事業について学習と論点整理を行いまして、必要に応じて生じた疑問点などを皆様で共有していただいて、次回のヒアリングの際にどういったことを所管課に質問しようかというところを、本日取りまとめていただきます。

その後、②番、ヒアリング、こちらは次回になりますが、所管課からのヒアリングの会がでございます。評価対象の事業について、分からなかった点や確認したい点などをヒアリングしていただきます。

昨年度の外部評価委員の意見を踏まえ、今年度から所管課長だけではなく、可能な範囲で事業に精通するような実務担当者も同席するよう呼びかける予定です。万が一ヒアリングの際に所管課から誰も来ることができないといった場合は、所管課からの書面回答を事前にこちらでご用意しまして、事務局のほうから読み上げるという対応をさせていただきます。

③番は現地視察です。部会ごとに必要に応じて、評価対象に関連する施設や現場に出向い

て、現地視察を行います。こちらについては、まだ正式にやるかどうかというところも含めて決まっておりませんので、視察に行くかどうか、またどこに行くかというところを本日ご議論いただければと思います。

④の文書質問等については、こちらは、必ずというものではなくて、ヒアリングのときに聞きそびれてしまったというような質問が追加で出たときに、メールなどでご連絡をいただきまして、こちらを所管課から回答をいただいて、事務局からお伝えするというような形を取らせていただきます。

その後、(3) 番、個人としての評価というところで、部会の作業を終えた後、それぞれ皆様、委員各自で個人作業を行っていただきます。本日お配りした外部評価チェックシートを使っての作業となります。評価を1つ選択していただいて、その評価を選択した理由も必ず明記していただきますようにお願いします。

その事業の今後の取組の方向性であったり、ご意見・ご感想がある場合には、必要に応じて下の欄のところに記載をしていただければと思います。

続きまして、(4) 番、部会としての評価作業です。個人の評価を基に、部会ごとにそれをすり合わせて審議をしていただきまして、部会としてどのように評価するかというところを取りまとめていただきます。

部会ごとの評価作業が終わりましたら、資料をおめくりいただきまして、(5) 番、委員会としての評価となります。こちら、先日ご連絡させていただいたとおり、10月21日と26日に全体会を2日間予定しております。こちらの全体会において、それぞれの部会の評価結果をお持ち寄りいただいて、委員会全体としての審議をして、取りまとめをいただきます。その評価結果は、後日区長に報告をしていただくという流れになっております。

また、区長報告セレモニーにつきましても、先日ご連絡させていただきましたが、11月18日に実施を予定しております。

続いて、部会の作業スケジュールについてです。参考資料1をご覧くださいでしょうか。

第1部会のスケジュールについての確認となりますが、本日、7月16日に勉強会をした後は、7月30日木曜日に所管課へのヒアリングを行います。そして、現地視察を行う場合は、8月6日に実施という流れになります。その後は個人の評価作業を挟んでいただくこととなりますが、現地視察の後から始めていただくと少々期間が短いので、可能であれば、ヒアリングの後から個人作業を並行していただければというふうに思っております。

8月21日と25日に部会としての評価の取りまとめの作業を予定しておりますが、仮に1日で全ての取りまとめが完了した場合は、2日目として予定している25日の会は中止となりますので、そこはあらかじめご了承ください。

続きまして、現地視察についてです。参考資料2をご覧くださいでしょうか。

こちらの視察先候補については、事務局のほうでこういったところがいいのではないかとというところをリストアップしたものとします。

候補1つ目が若葉・須賀町地区です。関係する事業としては、計画事業21の①木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）などが該当しておりまして、選定した理由としては、若葉・須賀町地区は、区内でも地域危険度が最も高いという木造住宅密集地域であり、新たな防火規制の指定や地区計画の活用による不燃化促進、道路拡幅等の基盤整備が重点的に進められている地区でございます。木密地域の解消に向けた取組の進捗や効果を現地で確認して、防災性向上施策の実効性を把握するため、この度現地視察先候補として選定いたしました。

2つ目が新宿区立四谷第六小学校です。関係する事業としては、経常事業363、災害医療体制の充実が該当しておりまして、こちらは、区では災害時の初動医療体制強化のため、令和7年度に区内8か所の緊急医療救護所を整備しています。そのうちの1つである慶應義塾大学病院の緊急医療救護所について、災害時における迅速な開設、運営に必要な医療資器材等の保管状況及び管理体制を確認するため、同病院に隣接する四谷第六小学校の医療資器材備蓄倉庫を視察先候補として選定しました。

なお、この候補の①、②はそれほど離れた場所ではございませんので、両方ともご視察いただくということも可能と考えております。

今後の評価の進め方と部会の作業スケジュールについてのご説明は以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

現地視察をやる場合は、ヒアリングの1週間後、8月6日に予定されています。最初に、実施するかどうかなんですが、実施する方向で大丈夫でしょうか。やらなくても大丈夫という方、いらっしゃいますか。

じゃ、全員実施の方向で大丈夫ですか。

ありがとうございました。

する場合の視察先なんですが、①、②、若葉・須賀町地区を見た後に、四谷第六小学校が1日で回れるとのことなので、2つとも見るので大丈夫でしょうか。

歩いていく感じでしょうか。

【事務局】

そうですね、徒歩圏内の距離なので。

【委員】

すみません。1番のほうは、これ、ほとんど町並みを見て歩くという感じですね、イメージとしては。

【事務局】

事前に所管課ともお話しはしていて、若葉3丁目地区を中心に、課題があるところだとか、取り組んでいるところを重点的に歩くようなイメージです。

【委員】

そのとおりだと思います。建物に入ったりしないわけでしょう。

【事務局】

しないですね。

【委員】

これ、またすごく暑い日だから、1番はパッと見て、2番、これ建物の中に入るわけですね。

【事務局】

2番は学校内の備蓄倉庫です。

【委員】

そこで少し話をね。

【事務局】

まさに学校の会議室とかも仮で確保しておりますので、その中で質疑応答していただくことを想定しています。

【委員】

1番だけだと、歩きながら質問して、答えてじゃ大変だから、建物に入れるんだったら、両方やったほうがいいんじゃないかという。

【部会長】

両方やる場合は、歩いている最中に疑問に思ったことも、小学校の会議室か何かで聞けるようにするという。

【委員】

何か落ち着いた場所でやらないと、暑い中ね。

【事務局】

そういった調整は可能です。

【委員】

余計なこと言ってすみません。

【部会長】

すごい助かります。そうですね、歩きながら、足を止めて、暑がっている人々の中でちょっと聞くのは、確かにきついなと思いました。

【委員】

去年、すごい暑かったですよ。

【部会長】

小学校の倉庫とか見て回ったけれども、結構暑かったですよね。

教室の中は涼しいんですけども、小学校の外、廊下とか結構暑かったような記憶がある。

【委員】

私たちだけというより、区の担当者の人も、町なかで質問していてもあれだから、やっぱりそういう場所があるということが分かったので、質問は十分です。

【部会長】

ありがとうございました。じゃ、現地視察はやる方向で。あと①と②、一緒にやる方向でお願いできればと思います。

では、スケジュール等について、何か質問等あればお願いします。大丈夫ですか。

ありがとうございました。

では、引き続き事務局から、内部評価シートの内容などについて説明をお願いします。

【事務局】

それでは、内部評価シート、こちら先日お送りしたものをご用意いただきまして、テーマ別評価の対象選定の考え方や、それぞれの事業の概要ですとか、簡単にご説明させていただきます。

まず、先日お送りした内部評価シートの1枚目をご覧くださいませでしょうか。

こちら、テーマ別評価シートということで、評価対象のテーマは「防災対策の強化（ハード防災対策及び区の災害時の体制強化）」でございます。

対象選定の考え方でございますが、いま一度読み上げさせていただきますが、首都直下地震や南海トラフ地震の切迫性が高まる中、令和7年度区政の基本方針説明で、区政運営に当たっての基本的な認識として、防災対策の重要性について述べている。また、令和7年度区民意識調査において、区で取り組んでいる33の個別施策に対する重要度を尋ねたところ、基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」の3施策について、重要と回答する層が約7割と、区民の間でも防災対策に対して特に関心が高いことが確認された。このことから、令和8年度は令和7年度に引き続き、防災対策の強化を評価テーマとして設定する。

令和7年度は主に地域との連携が必要な取組を評価対象としましたが、令和8年度は建築物耐震化等のハード防災対策及び区の災害時の体制を強化する取組の中から、特に中心的役割を果たす計画事業及び経常事業を評価対象とするということで、以下の評価対象事業を選定しております。

テーマ別評価シート、裏面もございますが、先に関連事業をひとつお送りご説明した後に、最後に戻ってからご説明をさせていただければと思いますので、続きまして、計画事業評価の説明に移らせていただきます。

最初は、事業のシートの見方のおさらいも兼ねてご説明させていただきますが、1つ目、計画事業20の①建築物等の耐震化支援事業です。

こちらの事業、新宿区耐震改修促進計画に基づき、普及啓発と支援制度の周知、利用促進を図ることで、建築物等の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限にとどめる減災社会を実現しますという事業でございます。

その下のところ、年度別計画と書かれた一覧表のようなものがございます。こちらは、令和8年度当初なので、今年の4月1日時点の本事業における年度別の計画を示しております。令和6から9年度まで書かれておりますが、これは、第三次実行計画の計画期間となっております。今回皆様にはこの第三次実行計画の2年目である令和7年度の実績や取組状況をご評価いただくということになります。

継続と書かれている部分があるかと思いますが、こちらは前年度の取組を継続して行うという意味合いになりますので、それを踏まえて令和7年度の計画を申し上げますと、縦に見ていただければと思うんですが、まず、耐震改修工事費補助、次の段、エレベーター防災対策改修助成、続いてブロック塀等除去への補助等、耐震フォローアップ（非木造建築物等による普及啓発）となっております。一部アンダーライン、下線が引かれている部分がございますが、これは、令和7年度から8年度に移るときに、計画の内容の変更を行った部分を示しております。

では、ここからは、各事業の概要やテーマ全体に関わると思われる部分を中心にご説明させていただきますので、裏面をご覧ください。

まず、この事業は、全体の評価としては計画どおりとしております。テーマ全体に関わる部分としては、次のページになりますが、令和7年度末時点の主な課題と取組方針、3つありますが、一番上の箱のところを申し上げます。まず、主な課題が、木造住宅・非木造建築物ともに耐震化支援事業の利用が予定件数に至らない状況ですという課題で、それに対する令和8年度の取組方針は、1つ目、木造住宅・非木造建築物ともに耐震化支援事業についての周知を行い、助成の利用を促すことで耐震化を推進していきます。また、改修工事の実施が延伸されたものは、適宜アドバイス等を行い、確実に進めていきますとしております。

続いて、次の計画事業に移らせていただきます。20の②番、擁壁・がけの安全化の総合的な支援です。

事業概要を申し上げます。擁壁及びがけの適切な安全化対策による敷地の耐震化を促進するため、所有者に対し安全化指導及び啓発を行います。また、擁壁コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして専門技術者を派遣し、安全化促進を支援します。居住者、家屋に大きな危害を及ぼすおそれのある擁壁及びがけについて築造工事を行う際は、工事費の一部助成を行います。また、土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対し、工事費の一部助成を行いますという事業です。

次のページです。こちらの事業、評価は計画どおりとしております。

では、次の事業に移ります。計画事業21の①木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）。

事業概要は、若葉地区及び若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建て替えや共同化を推進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図りますという事業になります。

おめくりいただいて、裏面、評価は計画どおりとしております。

次の事業に移ります。計画事業21の②不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）です。

事業概要です。不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定されている西新宿五丁目地区において、不燃化特区内の支援制度を活用することに加え、西新宿五丁目南エリアでは、

地元発意によるまちづくり構想に基づいて、まちづくりが行われるよう支援していくことにより、地区の防災性の向上を進めていきますという事業です。

裏面ですが、評価は計画どおりとしております。

一旦補足として、真ん中右側の令和 8 年度の取組方針をご覧ください。

記載のとおり、不燃領域率が 70%を超え、令和 7 年度末で不燃化特区の指定が解除されたため、本事業は終了しました。2 つ目の黒ポチは、今後は木造住宅密集地域における不燃化建て替え促進として経常事業に位置づけ、耐火建築物等への不燃化建て替えや既存木造住宅の除却に対する助成を実施しますということで、先ほどの表面に戻っていただきたいんですが、年度別計画をご覧くださいますと、令和 8 年度、9 年度は横線が引いてあります。ですので、この計画事業は令和 7 年度をもって終了としますが、経常事業として令和 8 年度以降も引き続き行っていくというふうにご理解いただければと思います。

では、次の計画事業に移ります。計画 23、細街路の拡幅整備です。

新宿区細街路拡幅整備条例に基づき、幅員 4 メートル未満の細街路を拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進しますという事業です。

裏面に移ります。評価は計画どおりとしております。

また、テーマ全体に関わる部分として、令和 7 年度末時点の主な課題と取組方針を読み上げます。課題は、令和 7 年度は後退工事隣接地に対して声かけを行った結果、工事の実施が見込まれるものが 2 件あり、順調に実績を積み上げました。しかし、土地所有者に後退の意思があっても、後退部分に支障物等があることや、近隣との調整で側溝等の後退ができない場合があります。課題に対する取組方針として、引き続き当事業の周知啓発に取り組み、細街路の拡幅に関する協議及び整備を推進しつつ、区道での路線ごとの整備の際に声かけを行うことで、支障物への対応や近隣との調整を円滑に進め、側溝等の後退を進めますとしております。

次の事業、計画 24 番、道路の無電柱化整備です。

新宿区無電柱化推進計画に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、民間大規模開発等の機会を捉え、事業者は無電柱化の整備を要請していきますという事業になります。

おめくりいただいて、評価は計画どおりとしております。

また、次のページになりますが、令和 7 年度末時点の主な課題と取組方針、一番上の部分を読み上げます。課題は、近年の大規模地震や大型台風の頻発化により、防災の観点において、道路の無電柱化の必要性が再認識されているというところで、取組方針として、引き続き 4 路線の事業に取り組み、災害に強いまちづくりを推進していきますとしております。

次の事業に移ります。計画 25 の①道路の治水対策です。

東京都豪雨対策基本方針に基づく豪雨対策を計画的に実施します。道路の治水対策として、水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復

や浸透及び貯留機能の拡充を実施していくことで、区内における水害を軽減しますという事業です。

裏面に移りまして、評価は計画どおりとしております。

また、令和7年度末時点の主な課題と取組方針を紹介しますが、豪雨による道路冠水や内水氾濫等のリスクが顕在化している状況を踏まえ、引き続き治水対策の強化が求められています。また、取組方針は、透水性舗装等を4,200平米施工し、引き続き経年劣化した透水機能の回復や雨水浸透機能の拡充を図りますとしております。

次の事業です。計画27、被災者生活再建支援体制の強化です。

災害時における被災者生活再建支援の強化に向けて体制整備を行います。罹災証明書の前提となる住家被害認定調査や罹災証明書発行事務のデジタル化、職員に対して実践的な研修を行うことにより、発災後の対応の迅速化を図りますという事業でございます。

裏面でございますが、評価は計画どおりとしております。

また、次のページになりますが、令和7年度末時点の主な課題と取組方針も、テーマ全体に関わるのでご紹介します。主な課題は、発災時に被災者の支援や相談に迅速に対応するため、被災後の相談体制を強化する必要があります。取組方針は、被災者生活再建支援システムを利用する職員を対象に、被災後の相談に関する研修を実施し、実効性を高めますとしております。

ここから、次は経常事業に移ります。経常事業336、木造住宅密集地域における不燃化建て替え促進です。

木造住宅密集地域のうち、特に不燃化の推進を位置づけている区域や、地域住民により新防火規制又は地区計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、耐火建築物等への不燃化建て替え及び既存木造建築物の除却に対して助成を行い、火災に強いまちを実現しますという事業です。

裏面に移りまして、評価、こちらは適切としております。

次の事業です。経常事業337、新たな防火規制による不燃化の促進です。

木造住宅が密集している地域を対象として、新たな防火規制や地区計画等の導入による不燃化促進、道路状空間の確保などを図ることで、木造住宅密集地域の解消に取り組みますという事業です。

裏面に移りまして、評価は適切としております。

次の事業、経常事業363、災害医療体制の充実です。

医療救護所、避難所及び災害医療救護支援センターに備蓄している医薬品、医療資器材等を計画的に更新し、機能維持を図ります。また、医療救護所及び災害医療救護支援センターの開設、運営訓練や区内関係機関との災害医療運営連絡会検討会の開催等により、災害医療体制を充実させますという事業になります。

裏面に移りまして、こちらの評価は適切としております。

その次のページになりますが、令和7年度末時点の主な課題と取組方針、こちら、2つと

もそれぞれ読み上げます。新たな災害医療体制となったことにより、災害時保健室の役割に応じた医薬品、医療資器材を配備する必要があります。上の評価欄のところ、一番上の行をご覧くださいと、災害時の新たな医療体制として緊急医療救護所 8 か所を令和 7 年度中に設置した、というところで、これに伴って生じた課題と取組方針となっております。右側の 8 年度取組方針は、医師会、薬剤師会等と連携し、医薬品、医療資器材の内容及び備蓄方法の検討を進めていきますとしています。また、2 つ目の課題ですが、大規模災害時に各緊急医療救護所が速やかに開設・運営できる体制を整備する必要がありますというところで、取組方針は令和 7 年度に実施した災害医療訓練の結果を踏まえながら、緊急医療救護所マニュアルのひな型を作成します。また、ひな型に準じて、各緊急医療救護所マニュアルの作成にも取り組みますとしています。

続きまして、経常事業 364、職員応急態勢の整備です。

災害発生時における迅速な初動体制を確立するための緊急時職員参集システムの運用や緊急時に備えて応急対策活動に従事する職員への防災服の貸与などの環境整備を行いますという事業です。事業 1 から 6 まで取組が書いてあるんですが、補足として、この 3 番の防災宿直室の環境整備を行いますというところは、令和 7 年度で終了しまして、令和 8 年度以降は防災宿直室は廃止するということで、所管課から情報提供がありましたので、この点だけ、今補足をさせていただきます。

裏面に移りまして、評価は適切といたしました。

これで全ての関連事業のご紹介が終わりましたので、1 枚目のテーマ別評価シートの裏面にお戻りください。

この紹介した関連事業全て計画どおり、あるいは適切と評価しておりまして、本テーマに対する区の取組状況としてもおおむね良好としております。また、課題と取組方針、テーマ全体を通した課題と取組方針につきましては、先ほどピックアップしてご説明したものを記載しております。

長くなりましたが、以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、意見交換を行いながら、質問事項の確認をはじめ、論点の整理をしていきたいと思えます。

あわせて、現地視察について、ここに選定されていない地域とかご希望は特にないということでしょうか。

じゃ、質問事項に入りたいんですが、ご説明いただいた順番で、計画事業 20 の①番の建築物等の耐震化支援事業から、質問事項あれば募っていききたいと思えます。

この付箋がついてるチェックシートの 2 枚目からいききたい感じがしますが、何かご質問等ある方いらっしゃいますか。

【委員】

まず、すみません、このいただいたやつで、すごいくだらな質問なんです、ここの右側にA、B、C、Dって分かれてる、これは何なんですか。

【事務局】

例えば、20の①の計画事業ではA、B、C、Dと書かれていますが、その裏面おめくりいただくと、取組1・取組2と分けて書いてあります。取組1をご覧くださいと、耐震改修工事の促進という取組で、その右にA、C、Dと書かれているかと思います。

このように取組別に評価をした事業については、A、B、C、Dというふうに記号をつけております。ただ、取組を全体としてまとめて評価している事業については、このA、B、C、Dというのは表記されていません、というつくりになっております。

【委員】

そういうことなんですか。初めて分かりました。

これ、すみません、20の①に限って質問させていただくとすると、この間、たしか全体会で5月28日やったときに、私、質問して、内部評価と外部評価の違いというのは、内部評価の人は、この予算を立てて、どれぐらい執行しているかという感じだけれども、我々外部評価の人は、そもそもこの立てた事業予算とか、事業の進め方も含めて確認していくのが外部評価委員だというやりとりであったような気がしたんですね。その中で、事業費だけを見ると、令和6年3億7,000万、令和7年4億、令和8年6億9,000万、令和9年、何か流れがあって、その年その年の予算というのはあると思うんですけども、今回令和7年だけ进行评估するというよりは、全体の流れをちょっと質問したいと思っているんですけども、さっきの後半のほうでも、今年で完了するプロジェクトもあったじゃないですか、完了というか達成、終了するという事業も。ああいうふうに何か流れが、この部分だけ見るとちょっとよく分からないんですけども、だんだん令和9年になって減っていくというのは、だんだん見通しが立って終わりに近づいていく流れなのか、全体の中の位置付けというのがよく分からないので、それは、ヒアリングの中で質問させていただこうと思っているんですけども、いかがでしょうか。

【事務局】

今おっしゃっているのは、20の①の1ページ目の年度別計画の下の事業費をご覧くださいながらおっしゃっているんですね。

【委員】

そうです、はい。

私が言っているのは、ほかのプロジェクトにも共通しているんですけども、何か全体の流れ、その年だけの説明を聞くよりは、何年度計画、長期間の計画があって、その波、もう大体波を越えた事業なのか、これからまだまだやっていかなきゃいけない事業なのかって、その波が分からないので。

例えば、これを見ると、耐震化率、左の94.9%って、何かもうほぼ耐震化率が終わっているのかと思っちゃうような数字も、左のところに出ております。

【事務局】

補足として、こちらの 94.9%は、隅付き括弧がついていない 94.9%は、令和 5 年度の末の現況を示しております、その下の隅付き括弧が令和 9 年度末の目標を示しております。ですので、令和 5 年度末では耐震化率 94.9%という実績がございまして、失礼しました、94.9%の下に（令和元年度）という補足があるので、これは令和元年度時点で 94.9%という実績があって、令和 9 年度末の目標として耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標を定めているというふうに読み取っていただければと思います。

【委員】

ヒアリングのときに、ほかの委員の皆様にもご意見をいただきたいんですけども、波、この事業自体はもう大体完成に近づいて、終わりに近づいているのか、全体の中の位置付けがよく分からないということを質問しようかと思ってる、そういうことなんですが。

何かくどくてすみません、私の言っている、何かあれが。

【部会長】

私もちょっと近い感じを持っております、令和 7 年度の目標と実績だけ見ると、達していないのが結構あるんですけども、全部計画どおりってなっているので、第 1 部会ではいいとしても、これ、計画未達じゃないかという話はあると思うので、どういう考え方で計画どおりなのか。

令和 7 年度は足りなかったけれども、令和 8 年度にできる予定だとか、ちょっと 4 年計画だと、4 年計画の中の令和 7 年度だけ見たら分からない流れだとかを何かお示しいただくと、我々ももし全体会のときに、第 1 部会、これ未達じゃないかと言われたときに説明しやすいかと思うので、何かいただけると有り難いと思っています。

【事務局】

ありがとうございます。今伺いして、部会長のお話ですとか、今の委員のお話を総合して、いわゆる、この 7 年度、単年度で見ると計画どおりというふうに所管のほうも評価しておりますけれども、おっしゃっていただいたように単年度の目標だけで見ると未達のところもある中で、委員もおっしゃられたような、実行計画 4 年間での取組の中で、所管としてどのような考え方で評価しているのかとか、そのあたりの 4 年間の計画での位置付け、またこの 7 年度、単年度での計画どおりとした理由といいますか、根拠といいますか、そういったところをちょっと質問に盛り込んで整理したいと思います。よろしいでしょうか。

【委員】

その流れでお伺いしたいんですけども、令和 7 年度の実績と令和 8 年度の取組内容がありますよね。この隅付き括弧の、例えば、1 番の木造住宅へのというのは 62 件で、隅付き括弧は 100 じゃないですか。令和 6 年度は 77 件でしたと。これ 1 つ見ても、さっき部会長がおっしゃったように未達ですよね。次の令和 8 年度の取組内容、同じところが隅付き括弧 79 件と出ているんですよ。何かここら辺に何も関連性というか流れが見えないというか、この隅付き括弧は目標ですよ、きっと令和 8 年度の、79 というのはそうだと思うん

ですけれども、全体的な、先ほどから言われている4年間の計画の中での流れが見えづらくて、トータル何件で、例えば、令和5年にこれをつくっているのであれば、その段階で何件残っていて、それをどれだけ達成するのか、それをどういうふうに4年間で分けているのか、そこら辺のやっぱり流れというか道筋を教えていただきたいなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。そこも併せて、この事業についての質問は組み立てたいかなというふうに、聞いていて思いました。ありがとうございます。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

【委員】

委員の質問のときにちょっと理解できなかったんですけれども、A、B、C、Dってあるのが、この2枚目がA、C、Dで、もう一つのエレベーターがBでというふうに分けているということなんですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

そうしたら、本題の質問なんですけれども、ちょっとかぶるのかも分かんないですけれども、これだけじゃなくて全般的になんですけれども、目標値の根拠がすごく分かりにくいので、この指標の令和6年度、7年度、8年度って613件、661件とかって、695件とかあるというのは、そもそも母数がどこに書かれているのか、全体のうちの六百数十件なのか、目標値が、そもそもこの数字の意味が分かんないですという。

【事務局】

ありがとうございます。実際にどういったふうに出したかというのは、各事業で違うんですけれども、一般論というか、そもそもの指標の考え方としては、この外部評価というよりは、大本になっている実行計画の中で、その計画事業が達成できたかというのを評価するための指標というのは、事業ごとに設定しているものになりまして、その事業ごとに考えを持って設定をしているんですけれども、例えば、20番の①のこの事業の今の数字について、どういった根拠でというところであれば、それも所管のほうに質問として率直に入れてもいいのかなというふうに思いますので、質問の中に1つ入れたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

というか、その質問をするときって、こちらから質問して答えていただくという形だと思うんですけれども、この指標のところって、質問というか、全体の中で、この数字がどこの数字か分かるやつもあるんですよ。全体何平米で、今年何平米とかって、この資料だけで完結しているものもあるんですよ。だけど、ここのところはもう、これ多分、すごく、想像すると、9年度までトータル729件でということなのかなと想像つくんですけれども、この紙

だけでは断定できないですね。

これは毎年言っているんですけども、内部で分かっている、内部で完結するものであれば、それで差し支えないんですけども、外部評価の資料として示されているものなので、外部の人に対しても分かりやすくする必要があると思うんですよ。大分、年度によってよくなっていると思うんですけども、一応それぞれの部署に言って、これって、外部に対して分かりにくいよねって判断された部署は、この指標に対して、そのときに説明していたら有り難いなと思いました。

2つ目いいですか。

【部会長】

はい。

【委員】

この指標の2番のところで、耐震化率が達成度98.7%でほぼほぼ達成しているという趣旨で、令和7年度、8年度はそういう調査をしていないから目標値を設定しないってあるんですけども、これは、そもそも位置付けとして、これだけいいんだから、もう今年は別に何だっていいという位置付けなのか、あと、98.7%までいったら残りの件数が見えていると思うんですよ、何十件とか。逆にそれを目標値にしたほうがいいのではないかというふうな疑問がありますという、その辺、いかがでしょうかという質問です。

以上です。

【事務局】

そこも質問として入れさせていただきます。個別に、それぞれの所管に伺わないと分からない部分もあるので、その都度で恐縮なんですけれども、それぞれ今、部会長のほうで事業を区切って質問を整理していただいているので、それぞれ指標、これも分かりにくいというのがあったら、それぞれ言っていただけますと、全て質問に入れていく形で整理したいと思います、ありがとうございます。

【委員】

すみません、少し戻るんですけども、7年度の当初時点で、主な課題のところで、これまでの旧耐震基準の木造住宅に加え、平成12年5月31日までに着工された木造住宅についても耐震化を促進していく必要がありますということになっているんですが、この日付がなぜこれなのかというのが、すみません、ちょっと勉強不足で私、分からなかったのもので、それをちょっと教えていただきたいというのが1点。

それから、次のページの取組2のところのやはり主な課題、当初7年度のところのエレベーターの停止台数が、10年前の想定と比べ約2倍に増えていますとなっているんですね。恐らく、エレベーターってある程度で更新されていくと思うんですけども、10年前に比べてなぜ逆に増えるのかというのがちょっと理解できなくて、普通なら停止する台数は減るか、横ばいかと思うんですが、2倍まで増えるのはなぜかなという疑問があります。

あと、その次のところの下の評価のところに、啓発により一定程度の自然更新が進み、安

全化が図られましたとあるんですが、自然更新ってどういうことを指しているのか。

それと、あともう一点なんですが、主な課題の2つ目ですね。ブロック塀の安全対策について、除去工事助成に関する問合せはあるものの、実施に至らない状況ですと。なぜ実施できないのかなという、もうちょっと具体的な説明が欲しいなと。アドバイザーの派遣とか、啓発をされてはいる中で、実施に至らないということが、ちょっと安全性に関することなので、もう少し具体的なことが知りたいなと思いました。

あと、ごめんなさい、もう一点ありました。事業経費の件なんですけれども、1ページ目のところの事業費というのが、令和6年度は3億7,090万ってなっているんですけれども、一番最後のページのところでは、3億3,982万6,000円という、ちょっと数字が、ほかのところの計画は合っているところと合っていないところがあって、7年度は修正されたりもしているので正確じゃないにしても、6年度が違うのは、あれっと思ったんですが、これって、最後のページの予算現額というところの数字と普通合っているんですね、ほかのところは。なので、ちょっとそこら辺、過去に遡って違うのか、疑問でした。

すみません、以上です。

【事務局】

自然更新のところだけ、ちょっと補足させていただきますと、こういった公共施設系の施設の維持更新において、サービス水準とか機能を大きく変えることなく、必要最低限というか、必要な改修とか建て替えを行って継続的に維持することを、自然更新というようです。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。それ以外は、所管課の……。

【委員】

今の事項に関連なんですけれども、ページ数が分かるかな。ページ数が振っていないので申し訳ないですね。令和7年度末時点というところで、括弧の中は、これ、令和9年末の目標ですよ、閉じ括弧があって。

【事務局】

取組2のほうですかね、エレベーターの。

【委員】

そうですね。令和7年度末時点というところの一番上のエレベーター防災改修助成というのが、閉じ括弧24件で、既にこれは24件となっているので、これはもう100%達成しているということは、エレベーターの改修事業は目標に対しては終わっているということなのかな。

【事務局】

おっしゃるとおりで、この令和7年度実績欄の隅付き括弧は令和7年度末の目標、令和7年度中の計画・目標なので、24件の目標に対して24件実施しているという解釈です。

【委員】

実施して、もう 100%終わったということですよ、目標に対して。

【事務局】

そうです。

【委員】

その下が、ブロック塀の除去工事助成というのは、34 件の目標に対して 2 件となっているんですね。これが目標に対して少ない理由は何なのか、さっきのブロック塀の除去、いろいろ相談等があるということに対して、実施に至らない状況であるんですけども、先ほどちょっと質問が同じですけども、問合せがあつて、その後実施に至らない理由は何なのかという、そういう理由を明示していただきたいなと。そうしないと進みにくいのではないかなと思うんですね。かつて、ブロック塀の除去の補助に対して、生け垣だとかフェンスだとかそういうのに、除去するに当たってのブロック塀の撤去に対する助成なのか、新しくフェンスをつけるときの助成なのか。撤去の助成なのかと思うんですけども、そこが、相談には行つたけれども、費用がかかり過ぎて、ちょっと撤去するのを考えますというような状況なのか、ちょっとそこらの内容を教えていただきたいなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。そのあたりは質問に入れさせていただきます。

あと、すみません。先ほどのご質問があったところで幾つか分かったのが、今お手元に新宿区の耐震改修促進計画、こちらございますか。一番上を開いた見開きのページのところに、いわゆる耐震基準が整理されておりまして、その中に、先ほどの平成 12 年 5 月 31 日ですか、その基準のこともあろうかなと思うんですけども、いわゆる旧耐震基準というのが昭和 53 年からありまして、その後 56 年に改正もあり、その後、新耐震基準というのもありながらも、平成 12 年、いわゆる 2000 年のところで建築基準法の改正がありまして、一定程度新耐震基準木造住宅というのがありまして、そのところで、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月 31 日まで、ここまでを一つの区切りとしているようですので、このことかと推察されます。

所管に、改めて正確なことを質問していただくのは問題ないんですけども、いったん、この場での言及というか、議論を深める一助となればと思い、お伝えさせていただきます。

あと、めくっていただいて、この冊子の 27 ページ、28 ページのところが、先ほどのエレベーターのことですとかブロック塀の話が載っております。今ご質問いただいたことが、全部これを読んで解決するわけではないですが、多少議論が深まるかと思ひまして、エレベーターのところで見ますと、先ほどありました、要はどんどん新しいというか、むしろ 2 倍に増えていくのが不思議だというようなお話ありましたけれども、これを読むと、私の理解としては、逆にエレベーターというものが昔より圧倒的に増えているわけですよ。どんどん、エレベーターがなかった施設に導入されている。逆に初期に導入されたエレベーターが古くなってきていて、そういうもともと、逆に早くから導入していた古いエレベーターという

のが、今の基準であるような地震で閉じ込めにならないような設備とかが未装備といいま
すか、ついていなかったりとか、そういったことも恐らくあったりして、結果的には、全体
のエレベーターの母数が増えていることや、古い設備の更新状況なども関係しているのか
など、推察させていただきました。

あと、ブロック塀のところは、こちらなかなか進まない理由というところまでは書いてい
ないんですけども、やはり一定程度、どうしても所有物というか、その方が所有するもの
になるので、お宅のブロック塀危ないですよということでお声がけをして、助成金あります
のでぜひ工事してくださいというようなご案内をするんですけども、所有者のご事情等
もあって、進んでいかないというような現状があるのかなというふうに推察はしております。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

今の建物等の、もっと後のテーマにも関連してくるんですけども、建物の建て替え基準
等が、建築基準法の42条の2項道路にも関係したりするんですけども、43条にも建物の
接道義務というのがあるんですけども、あんまり法律的には詳しくはございませんけれ
ども、その基準が厳しくなって、今までは私道に面したりしていても、柱を残せば改修でき
るというのが大きな基準みたいなのがあって、外壁等を修理したりして、耐震性を高めたり
できたんですけども、今度は建物自体がいじれなくなってきているのが現状だというふ
うに理解しております。

ただ、お風呂場とか炊事場とか、そういうのは改修できるけれども、大幅な屋根や外壁や、
全体に関わるようなものは、もう手がつけられないような状況になってきているのではな
いかなと。これが反対に、もう古い建物はそのまま放置せざるを得ないような状況になって
きているのではないかなと、ちょっと考えるんですね。

私の知り合いと話した、その方は、そういう新しい基準に合致していないので、接道義務
とか私道の問題もございましてけれども、もうこのまま住み続けるよりほかないわねという、
そういうような話で終わったんですけども、これって本当に耐震基準だとか、大震災に備
えて耐震基準を強めていこうとか、そういうものとの関係で課題があるのではないかなと
思うので、建物をいじれないというのはかわいそうなことであるなど、つくづく思う次第で
す。

どうしてかというと、やっぱり災害度の問題というのは、私道の問題が非常に多いんです
ね。突き当たりの家で公道に面していないから、家が大幅に改修、改築できないとか、そう
いうふうになってきてしまうと大きな問題なんではないかなと、懸念する次第であります。

ちょっとうまくまとめられないかも分かりませんが、そういう新しい建築基準と

かそういうものに関して、これにはあまり載っていないんですね。ですから、区が取組として、そういうものに対してどのように今後取り組んでいくのかを知りたいというのが、全体的なものを通しての大きな質問でございます。

【部会長】

若干なんですけれども、延べ床面積を動かす工事をするときは、最新の建築基準に従わなければいけないので、お風呂のリフォームとかは大丈夫なんですけれども、ちょっと床面積を動かすような工事をしたらこの基準、この工事するんだったら最新の基準、4メートルの道路に接していないといけないとかがあるんで、簡単なリフォームはできるんですけれども、ちょっと建て替えとかは難しい感じで。

【委員】

そうですね。

【部会長】

それになっちゃうと、もう新宿区さんというよりも、国土交通省に言う話になっちゃう。ちょっと難しいところがあるんですけれども。

ただ、懸念点は物すごく分かりました。ありがとうございます。

【委員】

いろいろと読んでみると、公道に面したというふうに規定してあるので、その公道の定義がどのような定義なのかとかいろいろと、これ、新宿区だけの問題じゃなくて、いろいろと地方の農道だとか、そういう問題に対しても、家がもういじれなくなってしまうと、新しく建て替えられないというのは大きな問題なんだなというふうに思う次第です。

【部会長】

ありがとうございました。大きな流れとしてはありました。

ほかに20の①でありますでしょうか。

【委員】

すみません。手短かに言うと、今度7月30日は、担当者は1つずつ皆さんが質問したことは自分の範囲内で分かるから、ある程度担当者が答えてくれると思うんですけれども、さっき委員が質問されたり、私が質問したような全体の中の位置付け、これは担当者だけでは答えられないかもしれないから、今日も事前に伝えているわけですから、当日答えられるように用意してきてほしいと、私は思っています。そうしないと、その年だけの出来栄え、出来栄えというか出来高ばかり説明されても、外部評価委員として適切な評価ができていいのかというのは疑問だと思いますので、申し訳ないですけれども、外部評価で来られる区の担当者は、自分の部門に与えられたことに対しての今年のことが中心になると思いますから、区として全体で、長年どういう目標があって、どのぐらいの達成率にしているかって、冒頭と繰り返しますが、その資料は事前に各部署で連携して用意して、7月30日に臨んでいただきたいと思います。

またそのときに、これは持ち帰って答えますっていうんじゃ、事前にこうやって勉強する

意味が薄れてしまいますから、その点は事務局のほうでよろしくお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

【事務局】

この後の事業ごとの単位で伺うということでの理解でよろしいですか。

【委員】

いや、全体です。さっきも言った進捗状況、この年だけじゃなくて、何年間にわたってどの程度進捗しているのかというのを答えてほしいという、それだけを言っているんです。

【事務局】

そこは理解しました。

【委員】

答えられればいいんですよ。当日答えられないようであれば、今の段階から、担当者も勉強して用意しておいてほしいと。

【事務局】

そこは、例えば、今ご議論しているのは20の①なので、先ほどの議論の中で出たような、この20の①について、今未達の状況があるけれども、4年間の計画の中でどういった……。

【委員】

単年度だけじゃなくてね、そういうこと。

【事務局】

承知しました。それは先ほど申し上げたとおり、質問の中に組み込みますので。

【委員】

かばって言っているわけじゃないけれども、担当者は自分の与えられたミッションと単年度のことは答えられるだろうけれども、長年の中で、どうして今年はこういう位置付けにあるかというのは、その担当者だけでは答えられないかもしれないので、そこを危惧して事前にお伝えしているという、そういうことです。

今答えてほしいと、そういうことじゃなく。

【事務局】

先ほど申し上げたとおりで整理させていただきます。

【委員】

多分、いろいろ1つずつの法律的なこととか、そういう細かいことは、多分担当者は答えられると思うんだけど、答えられそうもないことは、せつかくこの場を借りてお伝えしているわけだから、準備しておいていただきたいと。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかに20の①に関して、質問ありますでしょうか。

【委員】

すみません。エレベーターに関して、取組2の関係ですけれども、ちょっといろいろ説明

を受けたがために疑問が浮かんでしまったんですけれども、主に2つで、閉じ込めにつながり得るエレベーターの被害数があって、そもそも地震のときに、エレベーターは近い階に止まって、機械が停止して扉を開けるというのが、多分正常な動作だと思うんですけれども、これ、閉じ込めにつながり得るというのは、いきなり止まる、扉が開かない、もしくは近くの階に止まる、扉が開かないとか、何かこの調査報告書を見れば多分分かるんでしょうけれども、このあたりの定義で、ただ止まっただけだと、それがいい止まり方か、悪い止まり方か分からないので、その辺ちょっと詳しい内容を、今分かれば教えていただきたいし、あれでしたら、当日質問対応で教えていただきたい。

あと、そもそもエレベーターはどこまで対象なのかで、新宿区っていっぱいビルも、一般家庭でもエレベーターをつけている家があると思うので。あと、先ほどの耐震改修促進計画には、区有施設の老朽化とかって書いて、エレベーターと書いているので、これ、そもそも区有施設のエレベーターが対象なんですかというのと、もしくは、これ、一般のビルだとか家庭とかを含めると、24件、2倍に増えたと言っているのに、何かやるのが24件って、増えたんですとかってというのが五、六十件で24件だとまあまあかなと思いますけれども、区内にある全てのエレベーターから考えると、24件って何か誤差の範囲なので。

そもそもこの調査自体もちょっと、その資料が、報告書があれば分かるんでしょうけれども、ただサンプル調査でやっていて、区内では多分、何台でという想定して、そのうちの全体数があって、そのうちの今年度24件とかという想定しているんでしょうけれども、そのあたりの裏の、裏というか補足の説明がいただければと思いました。

以上です。

【部会長】

これは当日の質問ですかね。

【事務局】

そうですね。説明いただいたほうがいいと思うので、質問に入れさせていただきます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますか。

では、ちょっと時間が押しているので、20の②擁壁・がけの安全化の総合的な支援のほうに移りたいと思います。

こちらのほうで、何か質問ある方いらっしゃいますか。

【委員】

よろしいですか。

一応、先ほど言ったのと共通で、この指標のところの年8件というのが、何を基にしているのかがちょっと、紙面からは読み取れなかったというのが1つです。

【部会長】

多分、全部出したのをやると、これ、紙面が膨大になるから省いているのもあると思うん

で、ヒアリングまでに口頭で説明していただけるような状態にしておけばいい感じですよ
ね。

【事務局】

これ以降も多く事業があるので、整理させていただいて、質問の量を見させていただいて、ほかの部会も今、先行してもうやっていますけれども、大体全体で30問程度ぐらいなので、今のペースでいくと、多分第1部会はかなり多くなりそうですので、時間内に終わらない見込みであれば、軽微なものは、例えば書面で皆様に回答してお示しして、当日は議論が深まるような、単純な数値の確認とかではない質問を中心にご説明いただくなど、ちょっとそこは、全体を見て考えさせていただきたいと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにもございますか。

【委員】

がけ・擁壁等の安全の総合的な支援ということですが、さっきもちょっと話したんですけれども、このパンフレットは、新宿区で出しているんですか、東京都で出しているんですかね。

【事務局】

そちらに「新宿区」と書かれていますので、新宿区で作成しているものかと思います。

【委員】

新宿区ですね。さっきちょっと危機管理課に確認したら、東京都でいろいろとつくっているからということであって、新しい地図が令和元年なんですよ。これが令和元年のものなんです。それで、もう今年令和8年ですか、かなり古いので、解消しつつあるところもあるし、ですから、これは、中にこういう説明するような冊子が、皆さんもこれ、資料お持ちなんですかね。

新宿区の「がけ・擁壁ハザードマップ」というのがあるんですけれども、この中で、どの時点の箇所がどのように改善されましたという、こういう小さい紙が実はここに入っておりまして、大分解消しつつあるようなところもあるんですけれども、これ、やはり評価に当たって、ある程度皆様にもこういうものって必要なんではないかなと。どこに擁壁やがけがあって、どこが危険なのかというのを知る必要があるのではないかなと思ったんですけれども、いかがですか。

【部会長】

あったほうがいいと思うので、もし用意できれば、次のヒアリングのときにご提供いただければ有り難いですね。

【事務局】

今確認したところ、最新が今お持ちの令和元年12月版ということです。なお、その挟んであった小さい紙は、土砂災害警戒区域の追加版という形で、令和7年10月頃にそういう

形で最新版として中に挟んでいるようです。

こちらは我々のほうで、ヒアリング前までに、できればなるべく早く共有できたらなと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

【委員】

手短に言うと、前、もう2時間って決めているから、ちょっと進行ですけれども、今日の目的は、提案というよりは、次のヒアリングで何をヒアリングするかだけ、ポイントだけ皆さん言ってください。あんまりこうしたほうがいい、ああしたほうがいいは、次の取組のときに言って、あと50分しかないので、ちょっとそういうふうにしませんかという、進行の提案です。

【部会長】

よろしいかと思います。

事業こうしたほうがいい、とかは言わないで、今度ヒアリングで質問したい内容、用意してもらいたいものを中心にお願いできればと思います。ご提案ありがとうございました。

【委員】

これは全体的に言えることなのかもしれないんですけども、ここでまとめて言うと、結構目標値が、例えば、今回の分ですよね、20の②のところで、実績のところで、(1)の①が、今回1,540件、目標が2,300件という形で、令和8年度も同じように2,300件という目標が設定されているんですね。これ、本当に共通していることなので、今回限りにしたいと思うんですが、目標があって、それに対して実績に差がある中で、来年度も同じ目標を掲げていることが結構散見されるんですね。ここら辺についての考え方というんですか、せっかく目標を入れるのであれば、もうちょっと実績に寄せて目標を決めるとか、そこら辺の考え方はどういうふうな根拠でこういうふうな目標を設定しているかというのを、共通で知りたいというのが1つ。

あと、このところによく見受けられたのが、中小企業以外の大企業は除くみたいな形になっているんですね。大企業を除くのはいいんですけども、その大企業というのは、恐らく全体の数字の中、面積とかでいえば大きく占めていると思うので、そこら辺に対して、助成はしないのであっても働きかけるとか、何か改善策を企業のほうにお願いしたりとかしているのかなというのを知りたかったです。

ごめんなさい、もう一個。

擁壁とかの令和7年度のところで、主な課題の黒丸のところの取組方針のほうですね。当初の点検調査で健全と判定されたものも含め、毎年全ての擁壁及びがけについて安全指導とか啓発を行うと。令和7年度末の時点の主な課題でも同じようなことが、全てのものに調査するってあるんですけども、毎年毎年大丈夫だと分かっていたものについても調査が必要なのかな。確かに地震とかがあって、大きく安全性が疑わしくなる場合もあるとは思

んですけれども、そうでなければ、調査したときに、これは長い年月かけて大丈夫そうだなという場所もあれば、いや、今は大丈夫だけれども、ちょっとしたことで危険になるんじゃないかという場所もあるので、一律全てにこういうことが必要なのかなというのが、予算の使い方として気になったので、そこら辺、どう考えているのかを知りたいです。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、次、21の①木造住宅密集地域の防災性強化（木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区））で、ご質問ある方お願いします。

【委員】

実績のところの(2)の②番で、まちづくりニュース発行、2回発行しているのが、これ、そもそも新宿区でまちづくりニュースというのがあって、ここが取り上げられたのが2回ということなのか、この地区の対策のために、わざわざこの7年9月と8年1月に発行したのかとか、何かそのところ、ちょっと教えていただければと思いました。

以上です。

【事務局】

こちらの計画事業の中で行っているものですので、この地区の取組に関するものとして年2回発行したものかなというふうには推察しております。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますか。

【事務局】

すみません、補足でよろしいですか。

若葉地区のまちづくりニュースは、若葉地区にまちづくり推進協議会というものがあるようでして、区はそこに事務局のような形で関わっておりますので、若葉地区のまちづくりのニュースを、この回数発行したというふうに理解しております。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

この若葉・須賀町地区の地区計画等が、平成2年にまちづくりの会として発足しているんですけれども、やはり平成2年からいくと、もう35年ぐらいたっているんですね。内部評価の目標値が、令和9年度末で61%となっておりまして、不燃領域率が現在は、現在というか令和5年度末では57%。実はこれ、かなり大きな事業費がかかっているんで、全体的に何年ぐらいの計画で、50年なら50年とか、そういう計画で全体像が見えたうちの現在

こうなんだというのが分かれば、なおいいなと思います。全体的に、少しずつやっってはいるので、急激にはできないと思いますけれども、全体像を示してほしいなと思います。

西新宿の木密地域の共同建て替えとかいうのは、もう大きくどさっと建ってしまえば、もうそれで終了になるんですけれども、この地域は、本当に長年かけて、もう35年も取り組んでいて、まだ半分ぐらいなんだなというので、そこを知りたいところであります。

【部会長】

最終的に、何年度までに何%を目指すかとかがもし決まっていればという感じでしょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

ありがとうございます。じゃ、そちらのほう、お願いしたいと思います。

ほかにご質問ございますか。

お願いします。

【委員】

ちょっと事前にこの件については、私、事務局のほうにはメールしたんですけれども、ちょっとこの場でほかの委員の方にも意見もらおうと思って、繰り返しですけれども、そもそも外部評価委員というのは、区民が見て、まずなぜこの若葉・須賀町地区なのかと、疑問に思いますよね。例えば、上落合地区はどうなっているんだ、自分が住んでいる町のところでは、不燃化地域はいいけれども、若葉地区は、確かに危険度マップ、今日いただいたらよく分かって有り難いんですけれども、何でこの年にたくさん、例えばA地区、B地区あるけれども、もしA、B、C、Dあって、今年はA地区、B地区だけ、自分の住んでいるC地区、D地区は一体どこまで進んでいて、いつやってくれるんだろうというのは、区民だったら素朴にまず思うんじゃないかと、私は思っています。

区役所の方は、自分の担当が今年A地区だから、A地区というか若葉地区だから、プロジェクトやるのはいいんですけども、区全体でAからZまで、優先順位というんですか、なかなかそれは難しいとは思いますが、何でこの地区を選んでやっているのか、その説明はやっぱり区民には必要なと、今そろっていなくてもですね。その質問をしようかと思っているんですけれども、ほかの委員はどう思われますか。なかなかこの地区だけの議論に終始していいのか、ほかの地区の位置付けもちゃんと、それを把握してやる。

例えば、民間企業の社長だったら、とにかくこれをやれということではなくて、たくさんプロジェクトがある中で、お金と利益性とあれを見つけて、会社としてこれをやりなさいという、その絞り込みがあるわけですね。

だけど、これ2つ挙げて、これの進捗状況を見るのはいいんですけども、ほかの地区も含めた優先順位、さっき委員がおっしゃられた、この地区だったら全体像、何年間かけてやりますとか、例えば若葉地区だったら、お金がこれだけかかって、効率がよくて短期間ででき

ますとか、何かそういう、何でこの地区を選んだかというのを私は質問したいと思うんですけども、ほかの委員の方、どう思われますか。ご意見をお聞かせください。

【委員】

私の理解では、そもそもマスタープランとかつくるときに、絞り込みが行われた結果の、この若葉・須賀町地区ということなので、それ、今委員がおっしゃったことは、それ以前に議論されていることという理解で、私はこれを読んでいて、ここが新宿区内で特に問題がある、歴史的にこういう細々とした町並みで問題がある地域だから、ここで取り上げられているという理解です。

【委員】

今、委員がおっしゃったとおりで、新宿区内にも、それこそ細街路の問題を含めて、いろいろな問題があると思うんですね。この若葉・須賀町地区だけではなくて、こういう上落合3丁目地区のまちづくりガイドラインとか、こういうのがあるんですけども、地元でもう十数年前ですかね、もっと前なのかな、いろんなことで話し合ったりしたんですけども、上落合3丁目に関して、進捗状況が見えにくいんですね。だから、須賀町地区は非常に、これだけできました、あれだけできましたというふうになっているんですけども、ほかの地域が見えにくいような状況なので、ほかの地域もそういうところでこれだけ進んでいるというのが知りたいなというところであります。

【委員】

今の話を踏まえて、全部の事業とか評価するわけじゃないじゃないですか、ピックアップしているわけじゃないですか。たまたま若葉、ほかにもこういう街区がいっぱいあって、たまたま今回はここだけ挙がってきたのか、どういう状況なのかもし分かれば教えていただけますか。

【事務局】

まさに、先日委員から同様のお問合せをメールでいただいて、我々回答した内容を今読み上げるといっていいですか。共有させていただきます。

現在、新宿区内の木造住宅密集地区における整備事業については、第三次実行計画において「若葉・須賀町地区」及び「西新宿五丁目地区」の2地区が位置付けられております。

これらの地区が選定された経緯としては、国や東京都の計画等において、対象地区（指定区域）として位置付けられていることが挙げられます。

特に若葉・須賀町地区につきましては、若葉三丁目が区内で唯一、地域危険度5に該当する地区であること、事業開始から35年以上が経過しているものの、いまだ不燃領域率が低い状況にあることなどを踏まえ、引き続き集中的かつ計画的に不燃化対策を推進していく必要がある地区として、計画事業に位置付け、優先的に整備を進めております。

なお、各地区の整備に関する優先度につきましては、防災上の危険度や、これまでの整備の進捗状況、地域における合意形成の状況、再開発や都市計画事業等、他の関連事業の動向といった複数の要素を総合的に勘案し、個別の事業計画や年度ごとの行政判断の中で決定

しております。

このため、現時点においては、区内全域の地区を横断的に比較した一覧表の形で整理・公表しているものはございません。

しかしながら、ご指摘のとおり、区民の皆様にとってご自身の居住地区の位置付けを把握できることは重要であり、また、行政の透明性の観点からも重要な視点であると認識しております。

といった回答をさせていただいております。

【委員】

質問するかどうかは、部会で多数決で決めたらどうですか。別に、私、質問しなくとも、それは構わないことですが。

【部会長】

すみません。質問するとしたら、全部の地域の優先順位はついているのかとか、そういったことの質問の仕方でいいですか。

【委員】

もうちょっと……。

【部会長】

それはないって、もうお話が出ているので、質問するとしたら、個別にそれぞれの地域の状況を確認していく形になると整理が難しくなるので、新宿区としては、総合的に判断して、この地域が、必要性が高いと思われるところ 2 つ取り上げて、そのうち 1 つは解消されました、今後とも取り組んでいくという説明になるのかなというので。ちょっと質問の仕方は難しいですね。

【事務局】

委員がおっしゃったとおりで、第三次実行計画の策定時点において、国や東京都の計画上、指定区域として位置付けられていたのが若葉・須賀町地区と西新宿五丁目地区の 2 地区のみでした。そのため、第三次実行計画においても、この 2 地区を計画事業として位置付ける方針が決定された経緯があります。

ですので、現時点でそのような趣旨のご質問をいただいても、計画策定時の考え方を踏まえると、所管課としてお答えできる内容は限定的になるのではないかと考えております。

【部会長】

答えるとしたら、国や都の計画との整合性を、その他総合的に判断して、みたいな感じ。

【委員】

本当、一区民として、この 2 つだけの地域が突出して実行計画があるからやっているんだというふうにされると、じゃ、ほかの、後にも出てくるかも分かりませんが、新たな防火規制という、こういう中に、新宿区内でも 5 か所の危険区域が存在しているんですね。じゃ、これはどうなっているのと、計画に出ていないから、これは後回しになる、行われないうふうになったら、それこそ大震災やそういうときが来たときに、本当に火災危険度

や木造住宅密集地域がある地域において、十分に対応していないということにはならないのかなみたいな。上落合、赤城周辺ですね、それとか市ヶ谷、山吹町周辺ですか、それとこの若葉周辺、それから西新宿五丁目も入っているんですけども、これらの地域のうちのこの2つだけ、ここに2つだけ、西新宿と若葉・須賀町だけは行っているけれども、ほかは行っていないというのは、区民として気になる場所ですけども、いかがなものなんでしょうね。

【部会長】

質問を行って、こういう経過の中でこの2つに絞られましたという回答をもらう形でいいかと思うので、現時点でないものは仕方がないと思います。質問したいということなら、質問すればいいと思います。

【事務局】

また、委員がおっしゃっているのは、経常事業337の防火規制の不燃化についてのことかと思いますが、今整理をしている21の②ではなく、経常事業337に関する質問として、不燃化推進特定整備事業とは別に整理させていただきます。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

【委員】

すみません、簡単な質問なんですけれども、西新宿五丁目が今回外れます、事業が終わったというのは、不燃領域率が70%を超えたということで書かれているんですが、これは、全てにおいて、ほかの地域とかは70%以上あるから、こういうのに該当しなかったという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

ほかの地域の状況については承知しておりませんが、こちらは「不燃化推進特定整備地区」として東京都の指定を受けていた地区です。そのため、東京都が定める制度や評価基準に基づいて事業を進めており、当該地区については、東京都が求める一定の目標水準を達成したことから指定が解除されたものと認識しております。

一方で、区内の全ての地域が同じ制度の対象となっているわけではありませので、全地域に共通して不燃領域率70%といった基準が一律に適用されているわけではないと理解しております。

あくまでも、この地区については東京都の不燃化特区制度の対象地区として位置づけられており、その制度の中での目標を達成した結果、指定解除に至ったものと認識しております。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

では、次の21の②木造住宅密集地域の防災性強化（不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区））について、質問がある方いらっしゃいますか。

【委員】

今、委員の質問にも関連するかと思いますけれども、この西新宿地域は7年度で終了ということでしょうか。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

令和9年度までの目標値を70%としている不燃領域率が、現在達成されているから終了ということですが、残りの30%はどうなるのですかという。

【事務局】

そちらにつきましては、令和8年度 of 取組の方針のところに記載がございますけれども、あくまで計画事業としては終了という形になっておりますが、経常事業として引き続き不燃化建て替えですとか、そういった除却の助成を実施していくので、対策をしないというわけではございません。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにご質問ございますか。

では、23の細街路の拡幅整備のほうでご質問ある方いらっしゃいますか。

【委員】

7年度末時点の(3)番、声かけの実施というのがありますけれども、それで目標件数とか実績がありますけれども、何か声かけするだけだったら、すぐに全件できるんじゃないかなとかという素朴な疑問があるので、そもそもどれだけのところに声かけする必要があるって、声かけというと、声をかけたでオーケーだと思うので、実際のところどういうところが対象で、何をしているのかという説明があれば有り難いです。

【部会長】

声かけの具体的なところの、ヒアリングに取り入れさせていただきます。

ありがとうございました。

ほかにご質問は。

【委員】

これは、先ほどの質問にも随分関連するんですけれども、建築基準法の例のセットバックに関しての問題、細街路の多くの問題が、そういう2項道路だとか、3項というのもございますけれども、地域によっては3項道路というふうに認められているところもあるんですけれども、セットバックをして、区へそのセットバック部分を寄附するという方法とか、私道も自分の持分としてのセットバックはしたけれども、土地はその建築者が所有している、そういう部分とかあるんですけれども、区へ寄附をしたり区へ管理を依頼したのがどの程度あるのか、区へ管理をお願いしたり区へ寄附を申し出ても、それを区が引き取らない、そういうことは実際にあるのかないのか、ちょっとそここのところを知りたいなど。

これも、以前聞いた話で大変申し訳ないんですけども、区は引き取ると、それを管理する管理費がかかるので、受け入れに慎重であるというようなことを聞いたことがございまして、積極的にやっぱり細街路の問題を解決していくためには、区へ寄附をしたりした部分を、本当に歓迎して引き取ってもらえとか、そういうふうなことを望んでおりますけれども、そういうのがどの程度あるのか、ちょっと知りたいなというところであります。

【部会長】

すみません、質問する内容、質問の仕方としては、寄附の申出があっても受け取れない事例がありますかと、逆に言うと、断った事例はありますかとか、それは財源の問題ですかという聞き方でよろしいでしょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

そういう聞き方でよろしいですか。

【委員】

はい。

【事務局】

ちょっとそのあたりで整理して、またご質問をこんな形でというのを皆様にお送りするので、そのとき確認いただければと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、次の24の道路の無電柱化整備で、ご質問ある方いらっしゃいますか。

ないようでしたら、25の①の道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）について、ご質問がある方いらっしゃいますか。

【委員】

すみません、ちょっと1つ前の無電柱化のほうへ戻って、1つだけ質問したいんですけども、この中にも区道、大きなバス路線といいますか、ちょっと大きな通りのみ無電柱化を進めているんですけども、令和7年度当初時点というところかどこかにも書いてあったな。大きな道路だけではなくて、細街路だとか、そういうところで、区道においても無電柱化を図っていかないと、災害が起きたときには、その町がもう道路、電信柱が倒れて埋もれてしまうとか、そういう問題がありますというふうに書いてはあるので、そういうもの、そういう意見が出ておりますというのは、どこか書いてあったんですけども。

それに関して、女子医大通りと四谷周辺道路と上落中通りと水野原通り、この4つの地域以外に、もっと無電柱化が進んでいるのかどうか、計画があるのかどうか、今後の計画等も踏まえてちょっとお聞きしたいなと思います。

【部会長】

でしたら、この名前が出ている 4 地域以外に計画がありますかという聞き方で質問する形でお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

では、25 の①の道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）で質問がある方、お願いします。

【委員】

ちょっとこの本題と趣旨が外れる質問かも知れないですけども、資料で、東京都豪雨対策基本方針というのがつけられているんで、これを見て、25①と直接的ではないんですけども、いわゆる河川の氾濫とか治水って、管轄がいろいろだと思うんです。そもそも国と都と区とがあって、今回は氾濫のあれじゃないんであれですけども、区と都と国とのすみ分けてどういうふうになっているのか、その背景の説明を、何か担当の方からいただければ有り難いかなと思いました。

【事務局】

それは、道路に関してということですか、何に対して。

【委員】

河川の治水。

【事務局】

河川の治水の管理とかということですか。

【委員】

そうですね。直接関係ないので、関係ないから要らないというんだったら、そうなんでも大丈夫ですけども、この資料が入っていたので。

新宿区でやるべき範囲はどこなのかとかというのが、何か教えていただければ有り難いなど。

【事務局】

この事業は、道路に雨水がたまって水たまりになることをできるだけ防ぐため、そのような状況が生じにくい舗装にしていこうという事業ですので、河川の治水について、この事業の中でお答えするのは難しいところがあります。

【委員】

それは、そもそも区道ということですよ、これね。

【事務局】

そうですね、はい。

ですので、例えば河川に限らず、区内の道路は区道だけではなく、都道など他の管理者が所管する施設との情報共有や連携をどのように行っているのか、といったご質問であれば、この事業との関連でお答えできる部分はあるかと思います。

一方で、河川そのものについてのご質問となると、この事業に対する質問としてはやや趣旨が異なるのではないかと感じたところです。申し訳ありません。

【委員】

分かりました。

【部会長】

下水道の整備とかいうと、都の下水道局になっちゃうので、ちょっと難しいのかもしれないです。ちょっとご検討いただければと思います。

それ以外にご質問ある方いらっしゃいますか。

【委員】

すみません。ちょっと話がずれるかも分かりませんが、道路で、せっかく浸透性のれんがみたいなのを埋め込んで、きれいに歩道が整備されて、その後、電気、ガス、水道、下水道の工事を行うと、それを掘り起こして原状復旧しないんですね。またもとのアスファルトで埋めてしまっていると。そういうのが見受けられたんですね。これは、もしかしたら都道なのか国道なのかちょっと分かりませんが、区道ではないかと思えますけれども、新目白通りの歩道だったと思うんですけれども、随分長い距離を掘り起こして工事をしたんですけれども、それが原状復旧されないままアスファルト舗装に戻っているというのがあったりするんで、工事を行った場合は原状復旧をするのが基本だと思うんですけれども、区道においては、ちょっとどの場所という確認はしていないんですけれども、そういうのがこの浸透性の、せっかく工事をお金をかけてやっても、また元に戻っているのは、あまり納得できないなと思えますので、一応そういう事例があるかどうか。

【事務局】

区道以外の管理のところは難しいので、区道において、例えばそういった事例があるということ、所管として把握しているかどうかということであれば、質問として整理できるかと思えます。

【委員】

質問されたことがあるんですよ。せっかくきれいになった道路を、なぜ電気、ガスの工事やって掘り起こしているんだというふうに質問されたのがあって、今度何かの機会に質問してみますねとその人に伝えたんで、大変恐縮ですけれども。

【部会長】

結果としては、浸透性舗装をやったところを、例えば東京電力が工事させてくれとやって、アスファルトにしちゃったんじゃないかというんで、そういう事例があるかですね。

【事務局】

ちょっとあるかどうかを把握しているか含めて、一応、なかなか全体の把握、個別の事業者でやっているものもあるとは思うので、全てを所管が把握しているかちょっと分からないんですけれども。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますか。

ないようでしたら、27 の被災者生活再建支援体制の強化について、ご質問がある方いらっしゃいますか。

ないようでしたら、経常事業の 336、木造住宅密集地域における不燃化建て替え促進について、ご質問がある方いらっしゃいますか。

【委員】

すみません、その前の 27 についてなんですけれども、7 年度の実績と 8 年度の取組内容のところで、研修とかを受けている方の職員の人数が、全部 40 名ときれいにそろっているんですね。これというのは、毎年同じ方が更新のための研修で 40 名行かれているのか、それとも、年ごとに新しく追加で 40 名行かれているのか、その点だけ教えていただきたいと思いました。

【事務局】

令和 8 年度の取組内容をご覧いただきながらご説明しますと、まず (1) の住家被害研修の対象者についてですが、「主に地域活動班に配属される職員」や「主に被災建築等調査班に配属される職員」、「システムを利用する職員」といった記載があります。

結論から申し上げますと、対象者は毎年一定程度入れ替わっています。人事異動に伴って、新たに当該班へ配属される職員がいる一方で、引き続き配属される職員もいるという状況です。

なお、40 人という人数については、具体的な設定根拠までは承知しておりませんが、各班に配置される職員数の上限や想定定員に基づく人数ではないかと推測しております。

【委員】

では、新しい方と前からいらっしゃる方と合わせて、トータル 40 名行かれているということですね。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますか。

では、経常事業の 336、木造住宅密集地域における不燃化建て替え促進について、ご質問ある方いらっしゃいますか。

では、ないようでしたら、経常事業 337、新たな防火規制による不燃化の促進について、ご質問がある方いらっしゃいますか。

【委員】

先ほど質問いたしましたのにダブりますけれども、この地域の 1 から 6 まで挙がっておりますけれども、実際にどれぐらい取り組まれているのか、不燃化促進の計画としてどれぐらい進んでいるのかが知りたいなというところでございます。何か具体的にあんまり挙がっていないので、上落合は何件とか、件数は載っているんですけれども、確認申請件数というふうには載っていますけれども、これが、若葉・須賀町地区等は実際に行っていますけれども、そのほかが、実際にどれぐらい取り組まれているのかが知りたいところでございます。

【部会長】

件数のもっと詳細な説明という形でしょうか。

【委員】

そうですね。確認申請件数が挙がっていますよね、次のページに。それで、いろいろと適切ということではあるんですけども、この確認申請件数に対して、どの程度進捗しているものなのか。これが、さっきの説明だと2か所、若葉・須賀町地区と西新宿五丁目においては実際に取り組むけれども、ほかのところは計画に挙がっていないというような状況だと、これで適正と評価できるのかなというのが疑問であります。

事業経費もついていないですよ。申請はしたけれども、受理された後、具体的な取組につながっているのかなと思います。

【事務局】

具体的な取組の状況と、その経費がないという点、そのあたりの考え方ということで質問でよろしいですか。

【委員】

そうですね。評価は適切になっているので、これで適切なのかなと思います。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかに質問ございますか。

では、363の災害医療体制の充実について、ご質問がある方いらっしゃいますか。

では、364の職員応急態勢の整備について、ご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

では、これでひととおり終わったので、最初に戻りまして、防災対策の強化（ハード防災対策及び区の災害時の体制強化）、最初の1枚の表裏について、何か全体的なご質問とかがある方、この場でいただければと思うんですが。

【委員】

すみません、ちょっと戻っちゃうんですけども、364のところの主な課題で、携帯トイレは前回の購入から15年が経過しており、使用期限が近づいているために更新しましたというふうに載っているんですけども、これって、ちょっと普通に考えたらあれなんですけれども、ローリングストックということも医療のところではあるんですけども、15年間ずっと同じものを持っているのか、例えば、1年とか2年ごとにちょっとずつ入れ替えていくのか。何か15年まとめて1回でどんと買って、15年分どんと更新、廃棄するなり、どこかに譲り渡すなりするというのは、効率の面で気になるなと思って、ちょっと何かここ、どういうふうに管理されているのかなというのを教えていただきたいです。

【事務局】

区が購入して、資料にも記載のとおり1人あたり15個を配付するといった形となっています。これらは一度配付した後、約15年間は継続して使用できるものとなっています。

ただし、それ以降については適切な使用が保証されないため、一定期間経過後に新しいも

のへ更新するという考え方です。イメージとしては、各家庭で災害時用の非常食を備蓄し、賞味期限等に応じて定期的に入れ替えるのと同様のものと考えていただければと思います。

【委員】

それを、例えば、15年分っておかしいな、1回にどんと買って15年間そのまま保管という方法かなと、これは思うんですけども。

【事務局】

そうです。15年間はそのまま使えるので保管して、非常時のために使うために備えていて。

【委員】

ですよね。ただ、それを、15年間保管していくよりも、例えば、1年なり2年なりで、5回に分けて購入して、5回に分けて廃棄というか更新していくという方法ではないと。

【事務局】

そうですね。ただ、その年に大規模な災害が発生した場合には、おそらく備蓄を使い切ってしまう可能性がある量ですので、毎年少しずつ整備するという形だと、急な災害が発生した際に年度によって備蓄量にばらつきが生じてしまうおそれがあります。

ですので、区としては、職員が必要とする最低限の3日分の備蓄が常に確保されている状態を維持する必要があります。そのため、常時必要量を満たしておくという考え方に立つと、今ご提案いただいたような方法で運用するのは、なかなか難しいのではないかと考えています。

【委員】

常時持っていないきやいけないのは分かるんですけども、何かそこで、うまく言えないんですけども、ローリングストック法がよく言われているので、15年の期間の中で、15年に1回買い替えているじゃないですか。そうじゃなくて、例えば、もうちょっと5年に1回ずつ、一部分だけでも替えていくとか、そうしたほうが、廃棄のときにどこかに、例えば、子どもたち、小学校とかでこういうのを使ってというので練習させる、そういうのにも使えるので、何かそういう、もうちょっと有意義な、どうやって更新しているのか分かんないですよ。廃棄で捨てているのか、どこかに卸しているのか分かんないですけども、恐らく使用期限が近いものなので、一般のところでは売れないし、渡せないと思うんですよ。だから、それをもうちょっと、廃棄の行先も考えて、どういうふうにされているのかなというのが知りたいです。

【事務局】

ローリングストックという考えもございますし、実際ご家庭ですと、かなりそういうふうに行われている方が多いかと思います。

区として購入するとなりますと、分けて購入する場合の契約事務の手間ですとか、まとめて購入する場合の経済性など、いろいろな観点から、購入方法は検討されているものと認識しています。

委員がおっしゃっていただいたように、廃棄のときに何か有効な使い方があるのではないかという点も、一つのご意見として考えられるかと思いますので、例えば、評価シートのご意見のところに盛り込んでいただければと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

今の話って、これ、区の職員の携帯トイレですね、緊急時のね。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

全体でいいですね。

【部会長】

この経常事業は終わって、全体に戻っていただいて、お願いします。

【委員】

これ、質問というか感想というか、マスタープランの最後の4年度分の評価ということですよね、7年度分の評価ですけども。全体的に見たときに、おおむね問題なく、やろうと思ったことはほぼほぼできているということで、そうすると、次のマスタープランというか、次のときにはどういうふうな課題を抱えているのかなってというのが、ちょっと興味というか、これでいくと、この8年度、9年度とかで、何か全部ちゃんとできましたで、何かすごく順調に進んでいるように見えるので、それぞれの各部署の方が、次のマスタープランではというか、やり切れなかった課題はどういうのがあって、次のマスタープランにどういのを盛り込んでいきたいのかというのが、もし可能であればご意見いただきたいなと思いました。

【事務局】

そこはまさに、今回の皆様に評価いただく内容も含めてではありますけれども、一方でこうして今、次期実行計画ですとか、都市マスの検討もちょうど始まっているところなので、なかなか今回のヒアリングの中でそこを伺うというのは、正直難しいかなというふうに思うんですけども、所管課としても、そういった視点を持って取り組んでいるものと認識しております。

【部会長】

全体として答えられるのは、かなり上のほうじゃないと難しいですね。

【事務局】

あくまで、そういった長期の視点もありつつも、過去といいますか、特に令和7年度、広

く見てもこの実行計画期間のところの現在の評価、そのところのヒアリングというふうにご理解いただければと思います。

【委員】

私は、今委員が言われたのはすごく重要なことだと思いますね。内部評価を見ると、ほとんどがおおむね良好、適切、計画どおり、全てちょっと、控えめな内部評価になっていますから、やっぱり外部評価というのは内部評価の人たちと違う視点で、何が問題なのかが、あえて低い評価をつける必要はないけれども、何が課題かは明確にしていくほうがいいと思うので、質問する意義が薄いというよりは、今だって課題があるわけですよね。進んでいないのは、例えば工事費の状況、それとか補助率の見直しとか、いろいろ今時点でも課題があるわけだから、課題や対応が難しい理由を伺うのはいいんじゃないでしょうかね、その次の課題。

【事務局】

こちらのシートに記載されているとおり、令和 7 年度の評価や、令和 8 年度当初における課題、つまり令和 7 年度末時点で課題として認識した事項に対して、令和 8 年度にどのような取組を進めているのかという点については、ぜひご質問いただければと思います。

一方で、さらにその先の令和 10 年度以降の計画や方向性について、現時点でどのように考えているのかという趣旨のご質問になると、現段階ではお答えできる内容が限られるため、回答が難しいという意味でお答えしました。

【委員】

ちょっとその流れで、流れというか、ほぼほぼ終わっている事業というのもありますよね、完了している。あと、まだ 2 年度分ありますよね。これ、質問会の質問じゃないんですけれども、こういうとき、やることなくなったとき、何か次のものの前倒しをするとかあるんですか。それとも、これ、全部今年度やっちゃったから、来年度、再来年度分、何か全体の仕事がどんと減るとか、そういうこと、区役所の仕事のやり方的に。

【事務局】

事業ごとに事情は異なりますので一概には申し上げられませんが、例えば先ほどお話しした西新宿五丁目地区の不燃化事業については、不燃領域率 70%を達成したことにより、今後は計画事業としての記載はなくなりますが、経常事業として位置づけ、残る 30%の部分については、経常事業の中で引き続き対応していくことになるものと認識しております。

もちろん、性質上、一過性の事業であれば計画期間の終了とともに事業自体が終了するケースもあろうかと思いますが、区の行政事業においては、一定の成果が得られた段階で、重点的に取り組むフェーズから継続的に実施するフェーズへ移行し、事業規模や配置する職員数を見直しながらも継続していく場合が一般的ですので、計画期間が終了したからといって事業が急になくなるというものではなく、段階に応じて位置づけや実施方法を変えながら継続していくものと認識しております。

【委員】

興味本位の質問ですけれども、これ、4年度分がありまして、やらなくなる、いわゆる量が少なくなるもの、仕事の量が少なくなると思うんですけれども、そういうときは、職員さんの稼働率とかはやっぱり減っていくものなんですか、マスタープランの最終何年かは。本当にざっくり言えば、何か仕事が楽になったとか、そういうことはあるんですか。

【事務局】

所管課が担っている業務は、計画事業や経常事業として位置づけられている事業だけではなく、各種の細かな事務事業や、区民対応をはじめとする日常的な業務も数多くあります。

そのため、特定の計画事業が終了したり縮小したりしたことをもって、その年度の業務量が減ったかどうかというのは、一概には申し上げられないところです。

【委員】

それと、すみません、時間過ぎちゃいましたけれども、全体通しての、私、質問させていただきたいと思っているのは、これは全体として見ると、課題については、共通しているのはやっぱり区民への、毎年私言っていることだけれども、周知とかリーフレットとか、毎年、課題として挙げられているように見えますよね。総務課長か何か、共通したこういうことをどうやって区民に周知させるのか、このパンフレットだけ見てくださいっていう、いつものやり方だけど、広報のやり方は、例えばこういうふうになっていますというふうな、どういうふうに周知しているのかは、1回お聞きしたいと思っているんですけれども、質問会で。

例えば、この現状。これ、課題を見ると、みんなリーフレットで、広報新宿を通してですとか、いろいろ書いてありますけれども、どういうふうに進んでいるのか。デジタル化が進んでいるのかとか、何かいろいろありますよね、データがね。その辺はどういうふうに進捗しているのかというのは、聞いてもいいでしょうかね。

【事務局】

今回のあくまでも外部評価の第1部会のヒアリングという中ですと、それぞれの例えば事業、こと何番のこの事業のこの周知の仕方がというところがあれば、それぞれの所管に、今はどういう形で、チラシでやっているのか、何かSNSを使っているのかとかお聞きになりたいということであれば、ぜひ個別の事業ごとに、質問としては入れさせていただくことは可能だと思います。

【委員】

じゃ、個別ごとに聞けばいいということ。

【事務局】

そうですね、全体のということは、なかなか難しいと思います。

【委員】

分かりました。

【事務局】

お願いいたします。

【委員】

すみません。裏側の課題、取組方針の中の黒ポチの2番目ですけれども、課題として、細街路の拡幅において、支障物の存在や近隣との調整等の理由により、整備を実施できない場合がありますというので、具体的な事例がありましたら、ちょっとお聞きしたいなと思います。

整備が実施できない、できないというよりも、それをどのようにもっと進めていくのか、調整員みたいなのが要るのか、そういうのを含めてちょっと、事例を挙げていただきたいなと思います。

【事務局】

細街路の事業のところで、なかなか実際進むのが難しかった事例があるかというようなご質問で入れさせていただいていいですかね。

【委員】

そうですね。多分、近隣との話し合いがまとまらなくて、区が調整を進めようとしたけれども実施に至らないという、そういう事例はあると思うんですけれども、具体的なものは。

【事務局】

あればということで、はい。

【部会長】

できない事例、どんなパターンがありますかって、ちょっと聞いていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、ありがとうございました。ただいまの整理を踏まえて、次回ヒアリングに臨めればと思います。

本日の議事はこれで終了となります。

次回の内容等について、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務局】

次回、7月30日木曜日の2時から、場所は、ここと違って5階の大会議室となりますが、所管課へのヒアリングがあります。

本日挙げた質問事項は、この後事務局のほうで整理、リスト化しまして、まとめ次第、委員の皆様に共有させていただきたいと思います。認識に相違がないということが確認できたら、その後に所管課のほうに展開していきたいと思います。

この部会の終了後、追加で質問したいということがある場合は、事務局まで連絡をください。その場合は、部会長に報告の上、質問リストに追加するというように対応いたします。

ヒアリングで所管課が回答するにあたって、事前に所管課にも質問事項を共有する必要があるので、7月22日水曜日までにご提出いただいたものを対象とさせていただきたいと思います。

また、視察先については、本日挙げた視察先の希望を基に、この後事務局のほうで候補先との調整を行いまして、完了しましたら、その結果について委員の皆様にメールで共有さ

せていただきます。

評価対象の内部評価シートのほうについては、今後もし何か修正があった場合は、ヒアリング当日に差し替えのシートをご用意いたします。

あと、区長報告セレモニーの件ですが、ご出欠の連絡をまだいただいていない委員の方については、この後、私のほうから個別にご予定をお伺いできればと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務連絡は以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、今日これで閉会となります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

<閉会>